

## 労働関連法令の遵守について

【担当省庁】厚生労働省

京都府においても、長時間労働や解雇・退職勧奨に係る労働相談件数が増加傾向にあるため、以下の措置を講じていただきたい。

### 労働関係法令の遵守と指導監督の強化

- ◆ 労働者が安心して働ける労働環境を確保するには、労働基準法をはじめ労働関係法令の遵守を徹底することが重要であり、特に、賃金未払いや長時間労働、解雇に係る事案など、法令違反業者のうち悪質な事業者に対しては、司法処分を含めその是正に向けた厳正な対応を強化していただきたい。

### 安心して働ける労働環境の確保

- ◆ 京都中小企業労働相談所においては、解雇トラブルやパワハラ、メンタルの相談など、弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラーなどの専門家を配置した労働相談を実施しているが、さらに、若者や女性など勤労者が安心して働ける労働環境の確保のため、賃金未払いや長時間労働、休日返上が当たり前など「いわゆるブラック企業」に対処するための夜間の相談窓口を設置による労働相談の強化や労働セミナーの開催による普及・啓発を図ることとしており、このような「いわゆるブラック企業対策」のための地域の取組に対する財政措置を講じていただきたい。
- ◆ 「いわゆるブラック企業」に対処するため、国における相談体制、情報発信、監督指導等の対策を強化する「若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化」の予算を確保していただきたい。

#### <厚生労働省の概算要求>

#### ◎若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化 2. 0億円

過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業について、相談体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する。

**現状・課題等**

◎ 京都府の労働相談体制

労働相談件数の増加及び相談内容の複雑・多様化、いわゆるブラック企業に対応するための相談体制の強化、関係機関との連携及び財政的支援が課題

◎ 京都府の取組とその成果

○ 京都中小企業労働相談所における労働相談の実施

- ・ 労働相談員による労働相談 (㉔ 1,757 件、㉓ 1,457 件、㉒ 1,316 件)  
(平日 9 時～17 時、非常勤嘱託 2 名配置)
- ・ 社会保険労務士による非正規労働相談 (㉔ 322 件、㉓ 272 件、㉒ 226 件)  
(毎週土曜日 9 時～17 時、名称：「非正規労働ほっとライン」)
- ・ 弁護士による特別労働相談 (㉔ 62 件、㉓ 60 件、㉒ 59 件)  
(第 3 木曜日 13 時～16 時)
- ・ 産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談 (㉔ 24 件、㉓ 23 件、㉒ 21 件)  
(第 2 水曜日 13 時～16 時 30 分)

○ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催

- ・ 参加機関 京都労働局、京都府、京都府労働委員会、中央労働委員会事務局  
近畿地方事務所、京都地方裁判所、日本司法支援センター京都地方事務所、京都弁護士会、京都府社会保険労務士会
- ・ 開催日 平成 24 年 11 月 21 日
- ・ 協議内容 各機関の運用状況、連携強化等

【京都府の担当部局】

商工労働観光部	総合就業支援室	075-682-8912
	労政・人材育成課	075-414-5085